

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和8年5月22日受付分)

名称

特定非営利活動法人 Compass

縦覧期間

令和8年5月22日(金)から
令和8年6月5日(金)まで

特定非営利活動法人 Compass 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Compass という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県川西市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、川西市を中心に、障害の有無に関わらず、どのような状況におかれていても、誰もが幸せになることができる社会を創造するために、必要と思われるさまざまな事業を展開して、自分らしい生き方を自己選択・自己決定し、生きていくことができる社会にしていくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス事業
- (2) 介護保険法に基づく、介護福祉サービス事業
- (3) 就業・地域生活支援事業
- (4) 発達・教育支援事業
- (5) 支援ネットワーク構築事業
- (6) 情報交換・交流促進事業
- (7) 行政・企業への政策提言及び協働の推進
- (8) 研修事業
- (9) 調査研究、情報収集及び提供
- (10) NPOの啓発及び広報活動
- (11) 権利擁護に関する事業
- (12) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業

- (13) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (14) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (15) 障害者総合支援法に基づく地域活動支援事業
- (16) 住宅確保要配慮者を対象とした居住支援事業
- (17) その他、前項の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に賛助するために入会した個人又は法人以外の団体。
- (3) 法人賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、事業に賛助するために入会した法人。
- (4) 専門会員 この法人の趣旨に賛同し、事業に行うに当たって必要な知識及び技能を有することを認められた会員。

(入会)

第7条 正会員、賛助会員又は法人賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表理事に提出して入会を申請しなければならない。

- 2 代表理事は正会員、賛助会員又は法人賛助会員の入会申請については、正当な理由がない限り、入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 専門会員として入会しようとするものは、入会申込書等必要書類を代表理事に提出して入会を申請しなければならない。
- 4 代表理事は、専門会員の入会申請については、遅滞なく理事会において審査し、相当と認める者について入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届を代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決に基づき除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) この法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、2人以内を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

ない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会の決議に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べるることができる。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又はファックス、電子メールをもって、少なくとも5日前までに会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置くものとする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又はファックス、電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。但し、全理事の出席と同意があるときは、この招集手続きを経ずして直ちに開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。但し、代表理事に支障があるときは、代表理事が指名する理事がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、又はファックス、電子メールをもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置くものとする。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して

行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	上利 博美
同	花田 昌詠
理 事	駒井 守
同	円藤 義治
同	今井 賢治
監 事	荻田 藍子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 年会費	6,000円	10,000円
(2) 賛助会員		
① 年会費	3,000円	5,000円
(3) 法人賛助会員		
① 年会費	20,000円	
(4) 専門会員		
① 年会費	0円	
- 7 この定款は、平成29年6月28日から施行する。
- 8 この定款は、平成30年5月10日から施行する。
- 9 この定款は、令和8年6月10日から施行する。

令和8年(2026年)度事業計画書

特定非営利活動法人 Compass

1. 基本方針

- (1) 生きづらさを抱えるかたも地域社会の構成人として参画できる地域社会づくり活動を進めます。
- (2) そのための準備の「居場所」と、そこから地域社会への「出番」の機会を提供します。
- (3) 実施事業のすべてが地域生活とのつながりを深めるものとなるように努めます。
- (4) さまざまな困難を抱え、安定した地域生活を送りにくい人を支えるため、居住支援サービスの事業を展開します。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び 予定人数	収益見込 (千円)
(1)就業・地域生活支援事業	小地域交流サロン(うるおいサロン)事業※地域活動支援センター事業の一環として実施。詳細欄外の記載	月1回	川西市商工会館	地域住民・地活メンバー、約25人/日	0
(2)支援ネットワーク構築事業	Compassのある地域が、何かあるときに、お互いに助け合えるネットワークの構築。そのためには、行政、各小団体等と関係を構築する。具体的には(1)(3)~(10)すべての事業において、常に意識的に取り組むものである。	随時	-	Compassが関わる支援が必要なかた・地域住民・行政機関等	0
(3)情報交換・交流促進事業	現在、SNS等を活用して情報発信をしているが、より必要だと思ふ人に情報がきちんと届くように展開。コンパス内だけでなく、幅広く地域内で交流していく。 ○北小まつり(夏)、大和まつり(秋)、さくらまつり(春)等、地域のおまつりに、地活メンバーと一緒に出店。※地域活動支援センター事業の一環として実施。	夏、秋、春 計3回	夏：川西市立北小学校 秋：大和団地公園 春：大阪青山大学(北摂キャンパス)	地域住民・地活メンバー・一般/数百人	0
(4)行政・企業への政策提言及び協働の推進	引き続き積極的におこなっていく。行政の情報をより早めにとれる関係性を構築、有効に活かしていく。当事者の意見を反映したい。宝塚市居住支援協議会への加入検討。制度の変更に對して、事業所内で意見交換していく。	随時	-	Compassが関わる支援が必要なかた・地域住民・行政機関等	0
(5)研修事業	居住支援地域拠点整備事業として、「居住支援法人・相談交流会～足りないものを補って地域全体をレベルアップしよう～」開催。 内容：県内各居住支援法人の活動報告、事前に集約した意見等に対するパネリストの意見交換、意見交換会を踏まえたグループ交流会実施。	2026年(令和8)年7月31日 14時～16時	アステ市民プラザ(川西市)	県内の居住支援法人・行政機関・社会福祉協議会・地域包括支援協議会・自立支援協議会等/約150人	0
(6)調査研究、情報収集及び提供	居住支援事業におけるサブリース事業住宅確保困難者がよりスムーズに安全安心な住居を確保するために必要な支援方法を、関係機関と連携、情報共有し、確立することを目指す。	年間を通して随時	拠点：Compass事務所	住宅確保が困難なかた・大家・不動産会社等	0
(7)NPOの啓発及び	(3)と同様、SNS等を活用して情報発	随時	-	Compassが関	0

広報活動	信をし、より必要だと思う人に情報がきちんと届くように展開。			わる支援が必要な なかた・地域住 民・行政機関等	
(8)障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	地域活動支援センター「プレイす晴々」の運営（創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業） ※詳細欄外④記載	火・木・土 10時～16時 水・金 13時～19時	Compass事業 所内	社会へ踏み出す 第一歩を求めているかた、約10名/1日	300
(9)住宅確保要配慮者を対象とした居住支援事業	住宅確保のための相談支援、住居提供（サブリース事業）、民間賃貸住宅への円滑な入居支援と、入居後の相談・見守り支援。 ※詳細欄外⑤記載	月～金 9時～15時（祝日 休み）	事務所： Compass事業 所	住宅確保が困難な高齢者・障害者・生活困窮者・DV被害者・外国人	328
(10)その他、前項の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第16号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲において、単年度又は試験的に限り実施する。				

⑦小地域交流サロン（うるおいサロン）事業

- 事業概要：絹延町自治会との協働事業とし、主に高齢者の集うサロンを共催。地活メンバーもスタッフとして活動参加を継続。川西市の補助金を受けた事業。
- 事業体制：Compassは、当事者と職員・理事・家族が他の事業に支障のない範囲で活動に参加。自治会は、自治会役員、会員等がボランティアとして参加、会場提供、光熱費負担。

⑧地域活動支援センター「プレイす晴々」事業

- 事業概要：メンバーと共同で企画・運営し、メンバーが生きてきた経験を共有し、分かち合うような土壌づくりをさらに進める。
- 職員体制：<2026年4月1日～2026年6月31日>
常勤専従2名、非常勤専従4名、非常勤兼務3名 合計9名
<2026年7月1日～2027年3月31日>
専従常勤1名、非常勤専従4名、非常勤兼務3名 合計8名
- メンバー体制：安定運営に必要な登録人数 25名
※毎日8.5名以上の利用者の確保が目標
※補助対象は月に5日以上利用したメンバーが補助対象
- 事業内容：
 - 居場所：開設日には施設全域を提供、開設日以外にメンバー運営による場合は居場所の提供も行う。
 - 生きがい：地域生活のための社会教育、生活体験のための講座、体験機会を提供。各種講座等を利用者と企画運営し、地域住民などのボランティア講師の積極的受入れを図る。
 - 地域交流：小地域交流サロン（うるおいサロン）での、メンバーと地域住民との交流、野菜等販売体験と工賃確保、近隣自治会と交流を深め推進する。
 - 作業活動：マンション清掃業務、野菜販売業務、フリーマーケット活動、宣伝広報づくり
地域イベント時に出店、農業体験、アート体験、内職作業
 - 改善目標：引き続きメンバーの望む方向での運営充実、利用しやすい「居場所」と「出番機会」の提供に努めることと、指導相談に従事する職員の安定確保をめざす。

⑨居住支援事業

- 職員体制：非常勤専従2名、非常勤兼務3名 合計5名

- サブリース事業：居住支援において、サブリースを行うにあたり、利用者にとってどのような方法での支援がより適切なのか、また、当法人にとっても、無理なく長続きする支援の方法はどういったものなのか、調査を行い、マニュアル化を目指す。国交省から別途補助金の交付を受ける予定（3か年計画の3年目）。

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 2026年6月29日（月）※定款変更により、前倒しの可能性あり。
- ②理事会 年2回（6月、3月）※必要に応じて別途開催あり。

(2) 組織体制

代表理事 1名、理事 5名、監査 1名、会員 10名、賛助会員 2名
事務局長： 1名、事務局スタッフ： 2名

以上

令和9年(2027年)度事業計画書

特定非営利活動法人 Compass

1. 基本方針

- (1) 生きづらさを抱えるかたも地域社会の構成人として参画できる地域社会づくり活動を進めます。
- (2) そのための準備の「居場所」と、そこから地域社会への「出番」の機会を提供します。
- (3) 実施事業のすべてが地域生活とのつながりを深めるものとなるように努めます。
- (4) さまざまな困難を抱え、安定した地域生活を送りにくい人を支えるため、居住支援サービスの事業を展開します。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び 予定人数	収益見込 (千円)
(1)就業・地域生活支援事業	小地域交流サロン(うらおいサロン)事業※地域活動支援センター事業の一環として実施。詳細欄外の記載	月1回	川西市商工会館	地域住民・地活メンバー、約25人/日	0
(2)支援ネットワーク構築事業	Compassのある地域が、何かあるときに、お互いに助け合えるネットワークの構築。そのためには、行政、各小団体等と関係を構築する。具体的には(1)(3)~(10)すべての事業において、常に意識的に取り組むものである。	随時	-	Compassが関わる支援が必要なかた・地域住民・行政機関等	0
(3)情報交換・交流促進事業	現在、SNS等を活用して情報発信しているが、より必要だと思う人に情報がきちんと届くように引き続き展開。コンパス内だけでなく、幅広く地域内で交流していく。 ○北小まつり(夏)、大和まつり(秋)、さくらまつり(春)等、地域のおまつりに、地活メンバーと一緒に出店。 ※地域活動支援センター事業の一環として実施。	夏、秋、春 計3回	夏：川西市立北小学校 秋：大和団地公園 春：大阪青山大学(北摂キャンパス)	地域住民・地活メンバー・一般/数百人	0
(4)行政・企業への政策提言及び協働の推進	引き続き積極的におこなっていく。行政の情報をより早めにとれる関係性を構築、有効に活かしていく。当事者の意見を反映したい。制度の変更に対して、事業所内で意見交換していく。	随時	-	Compassが関わる支援が必要なかた・地域住民・行政機関等	0
(5)研修事業	取り組む内容の方向性：当事者同士の関わりについて。居住支援における、家主と居住支援法人の協働について。(詳細未定)	-	-	Compassが関わる支援が必要なかた・地域住民・行政機関等	0
(6)調査研究、情報収集及び提供	(5)と同じ	-	-	Compassが関わる支援が必要なかた・地域住民・行政機関等	0

(7)NPOの啓発及び 広報活動	(3)と同様、SNS等を活用して情報発信をし、より必要だと思う人に情報がきちんと届くように展開。	随時	-	Compassが関わる支援が必要なかた・地域住民・行政機関等	0
(8)障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	地域活動支援センター「プレイす晴々」の運営（創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業） ※詳細欄外④記載	火・木・土 10時～16時 水・金 13時～19時	Compass事業 所内	社会へ踏み出す第一歩を求めているかた、約10名/1日	300
(9)住宅確保要配慮者を対象とした居住支援事業	住宅確保のための相談支援、住居提供（サブリース事業）、民間賃貸住宅への円滑な入居支援と、入居後の相談・見守り支援。 ※詳細欄外④記載	月～金 9時～15時（祝日 休み）	事務所： Compass事業 所	住宅確保が困難な高齢者・障害者・生活困窮者・DV被害者・外国人	1,102
(10)その他、前項の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第16号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲において、単年度又は試験的に限り実施する。				

㊦小地域交流サロン（うるおいサロン）事業

- 事業概要：絹延町自治会との協働事業とし、主に高齢者の集うサロンを共催。地活メンバーもスタッフとして活動参加を継続。川西市の補助金を受けた事業。
- 事業体制：Compassは、当事者と職員・理事・家族が他の事業に支障のない範囲で活動に参加。自治会は、自治会役員、会員等がボランティアとして参加、会場提供、光熱費負担。

㊧地域活動支援センター「プレイす晴々」事業

- 事業概要：メンバーと共同で企画・運営し、メンバーが生きてきた経験を共有し、分かち合うような土壌づくりをさらに進める。
- 職員体制：専従常勤1名、非常勤専従4名、非常勤兼務3名 合計8名
- メンバー体制：安定運営に必要な登録人数 25名
※毎日 8.5名以上の利用者の確保が目標
※補助対象は月に5日以上利用したメンバーが補助対象
- 事業内容：
 - 居場所：開設日には施設全域を提供、開設日以外にメンバー運営による場合は居場所の提供も行う。
 - 生きがい：地域生活のための社会教育、生活体験のための講座、体験機会を提供。各種講座等を利用者と企画運営し、地域住民などのボランティア講師の積極的受入れを図る。
 - 地域交流：小地域交流サロン（うるおいサロン）での、メンバーと地域住民との交流、野菜等販売体験と工賃確保、近隣自治会と交流を深め推進する。
 - 作業活動：マンション清掃業務、野菜販売業務、フリーマーケット活動、宣伝広報づくり
地域イベント時に出店、農業体験、アート体験、内職作業
 - 改善目標：引き続きメンバーの望む方向での運営充実、利用しやすい「居場所」と「出番機会」の提供に努めることと、指導相談に従事する職員の安定確保をめざす。

㊨居住支援事業

- 職員体制：非常勤専従 2 名、非常勤兼務 3 名 合計 5 名
- 開設日時：より相談者にとって利便性よく、相談しやすい体制でありつつ、職員も健全に勤務できる体制を整えるため、変更を検討。

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 2027 年 6 月
- ②理事会 年 2 回 (6 月、3 月) ※必要に応じて別途開催あり。

(2) 組織体制

代表理事 1 名、理事 5 名、監査 1 名、会員 10 名、賛助会員 2 名
事務局長： 1 名、事務局スタッフ： 2 名

以上

令和8（2026）年度 活動予算書_補正

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額		合 計
		小合計	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	6,000	66,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	156,000	156,000	
3. 受取助成金等			
地域活動支援センター補助金	7,500,000		
居住支援協議会等に係る国庫補助金	2,678,000		
みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業補助金	1,600,000		
2025居住支援地域拠点整備事業補助金	180,000	11,958,000	
4. 事業収益			
地域活動支援センター	300,000		
居住支援事業	328,000	628,000	
5. その他収益			
受取利息	3,000		
雑収入（食料費負担金）	330,000	333,000	
経常収益計			13,141,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	8,001,000		
法定福利費	400,000		
通勤費	410,000		
人件費計	8,811,000		
(2) その他経費			
福利厚生費	10,000		
諸会費	5,000		
業務委託費	90,000		
通信運搬費	240,000		
謝金	366,000		
印刷製本費	49,000		
旅費交通費	46,000		
消耗品費	209,000		
修繕費	10,000		
水道光熱費	382,000		
地代家賃	1,368,000		
保険料	175,000		
研修費	20,000		
支払手数料	249,000		
リース料	220,000		
材料費	110,000		

科目		金額	
	支払工賃	253,000	
	その他経費計	3,792,000	
事業費計			12,603,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	通勤費	0	
	人件費計	0	
(2) その他経費			
	支払手数料	10,000	
	謝金	5,000	
	諸会費	30,000	
	消耗品費	350,000	
	その他経費計	395,000	
管理費計			395,000
経常費用計			12,998,000
当期経常増減額			143,000
III 経常外収益			
1. 過年度損益修正益			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			143,000
法人税、住民税及び事業税			82,000
当期正味財産増減額			61,000
前期繰越正味財産額			▲ 836,868
次期繰越正味財産額			▲ 775,868

令和9（2027）年度 活動予算書_補正

令和9年4月1日～令和10年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
		合計
I 経常収益		小合計
1. 受取会費		
正会員受取会費	72,000	
賛助会員受取会費	12,000	84,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	156,000	156,000
3. 受取助成金等		
地域活動支援センター補助金	7,500,000	
居住支援協議会等に係る国庫補助金	2,678,000	10,178,000
4. 事業収益		
地域活動支援センター	300,000	
居住支援事業	1,102,000	1,402,000
5. その他収益		
受取利息	3,000	
雑収入（食料費負担金）	330,000	333,000
経常収益計		12,153,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	7,345,000	
法定福利費	400,000	
通勤費	310,000	
人件費計	8,055,000	
(2) その他経費		
福利厚生費	10,000	
諸会費	5,000	
業務委託費	90,000	
通信運搬費	240,000	
謝金	216,000	
印刷製本費	26,000	
旅費交通費	44,000	
消耗品費	174,000	
修繕費	10,000	
水道光熱費	382,000	
地代家賃	1,860,000	
保険料	415,000	
研修費	20,000	
支払手数料	189,000	
リース料	170,000	
材料費	110,000	
支払工賃	253,000	

科 目		金 額	
	その他経費計	4,204,000	
事業費計			12,259,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	通勤費	0	
	人件費計	0	
(2) その他経費			
	支払手数料	10,000	
	謝金	5,000	
	諸会費	30,000	
	消耗品費	350,000	
	その他経費計	395,000	
管理費計			395,000
経常費用計			12,654,000
当期経常増減額			▲ 501,000
III 経常外収益			
1. 過年度損益修正益			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			▲ 501,000
法人税、住民税及び事業税			82,000
当期正味財産増減額			▲ 583,000
前期繰越正味財産額			▲ 775,868
次期繰越正味財産額			▲ 1,358,868